

2019年8月20日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「三菱UFJ DC年金インデックス
(国内株式) / (先進国株式) / (先進国債券)」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式) / (先進国株式) / (先進国債券)」につきまして、信託報酬率を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ①三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式)
- ②三菱UFJ DC年金インデックス (先進国株式)
- ③三菱UFJ DC年金インデックス (先進国債券)

2. 約款変更日

2019年8月20日

3. 変更内容 (信託報酬率 (年率) の変更)

①三菱UFJ DC年金インデックス (国内株式)

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1512% (税抜 年率0.14%)</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.162% (税抜 年率0.15%)</u> をかけた額

②三菱UFJ DC年金インデックス（先進国株式）

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1512%（税抜 年率0.14%）</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1728%（税抜 年率0.16%）</u> をかけた額

③三菱UFJ DC年金インデックス（先進国債券）

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1512%（税抜 年率0.14%）</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.162%（税抜 年率0.15%）</u> をかけた額

三菱UFJ DC年金 インデックス	信託報酬率（税抜き）						
	合計		委託会社		販売会社		受託会社
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更なし
（国内株式）	<u>0.14%</u>	<u>0.15%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.065%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.065%</u>	0.02%
（先進国株式）	<u>0.14%</u>	<u>0.16%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.07%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.07%</u>	0.02%
（先進国債券）	<u>0.14%</u>	<u>0.15%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.065%</u>	<u>0.06%</u>	<u>0.065%</u>	0.02%

<約款の新旧対照表>（信託報酬等）

①三菱UFJ DC年金インデックス（国内株式）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>14</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>15</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>

②三菱UFJ DC年金インデックス（先進国株式）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>14</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>16</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>

③三菱UFJ DC年金インデックス（先進国債券）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>14</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>15</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p>

以上

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• <u>本お知らせに関するお問い合わせ</u>
<u>三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034</u>
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】• <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u>
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。 |
|---|